

# 金銭消費貸借契約書

貸主

借主

(以下、貸主という。) と (以下、借主という。) は、次の通り金銭消費貸借契約を締結する。

第1条 貸主は借主に対し、本日、金 万円を貸付け、借主はこれを受領した。

第2条 利息は、元金に対し年 割 分の割合とする。

第3条 借主は貸主に対し、前条の借入金 円を令和 年 月 日限り、貸主に持参又は送金して支払う。

上記の金銭消費貸借契約を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者署名押印のうえ、各1通を所持する。

令和 年 月 日

貸主 住所

印

借主 住所

印